平成２９年（フ）第７８号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡603番地の１
債務者　小山　春吉
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
奈良県橿原市吉田町124番地の１　リバーサイド廣田Ⅱ206号
債務者　井上　　忍
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第８１０号
広島市東区曙２丁目２番６―201号
債務者　中嶋　一彦
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１１号
広島市佐伯区新宮苑７番３号、住民票上の住所広島市佐伯区五日市中央３丁目10番38―206号
債務者　鬼塚有紀子（旧姓佐藤・高木）
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１６号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目１番11―201号
債務者　梅岡　雅幸
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１８号
広島市安佐北区可部３丁目33番19―402号
債務者　平田　隆吉
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１９号
広島市東区福田１丁目167番地　土井方
債務者　杉廣　快彦
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２０号
広島市東区福田１丁目167番地　土井方
債務者　杉廣美南子
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８４号
広島県呉市焼山宮ケ迫２丁目２番23―201号
債務者　佐々木　翼
１　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１９４号
福岡県久留米市善導寺町与田60番地４　県営住宅与田団地100棟208号
債務者　上妻　清次
１　決定年月日時　平成29年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１９５号
福岡県久留米市善導寺町与田60番地４　県営住宅与田団地100棟208号
債務者　上妻　香織
１　決定年月日時　平成29年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２１３号
福岡県久留米市小森野２丁目１番６―202号
債務者　姫野　和枝
１　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２２３号
福岡県久留米市大石町219番地１　久留米パインハイツ304号
債務者　小原悠太郎
１　決定年月日時　平成29年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２９６号
宮崎市月見ケ丘６丁目９番18号
債務者　黒木　宣貴
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２３号
宮崎市原町９番22号　原町コーポ201号
債務者　伊地知壽夫
１　決定年月日時　平成29年11月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８７号
宮崎県都城市志比田町3782番地都城新生病院内、住民票上の住所宮崎県都城市宮丸町3079番地２ディラーレ201
債務者　川田　幸雄
１　決定年月日時　平成29年11月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第３６７号
鹿児島県鹿児島市南栄５丁目10番地９　西川ビル505号
債務者　若松　和子
１　決定年月日時　平成29年11月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係